

6. 法学研究科

I	法学研究科の教育目的と特徴	6 - 2
II	分析項目ごとの水準の判断	6 - 4
	分析項目 I 教育の実施体制	6 - 4
	分析項目 II 教育内容	6 - 5
	分析項目 III 教育方法	6 - 9
	分析項目 IV 学業の成果	6 - 1 1
	分析項目 V 進路・就職の状況	6 - 1 3
III	質の向上度の判断	6 - 1 5

I 法学研究科の教育目的と特徴

1. 目的

「地域に生き世界に伸びる」をモットーとする大阪大学にあって、法学研究科は、「現代科学の社会的基礎を成す、法政にかかわる賢慮(prudence)の追求」を基本理念としている。この理念のもと法的ルールや歴史的に形成された社会構造についての深い造詣に基づき、現代の法や公共政策・政治に関する考察を加え、今後有すべき内外の諸秩序の構想に貢献できる人材を育成することを目標としている。

戦後創設された本研究科は、博士前期課程（2年）及び博士後期課程（3年）を通じて、法学政治学を専門とする優れた研究者や法曹関係者を育成してきた。その後社会の新たなニーズに応え高度専門職業人養成にも力を入れる中で大学院重点化を果たした。さらに平成16年の法科大学院創設後、本研究科は狭義の法曹養成とは異なる二つの教育機能を強化する道を追求してきた。第一に、法学系大学院が法曹養成にエネルギーをとられ研究者養成が危機に瀕する中で、研究者を養成する機能を維持する道である。第二に、学問的基礎をもとにした現実の多様な社会的ニーズに応じた教育の強化である。これにより激動する現代世界に対して柔軟に対応しつつも、現実に流されない強靱さを持った高度専門職業人を養成する。

2. 特徴

以上の目的を達成するために本研究科は、複数研究科の協力による教育体制の充実、研究者養成と高度専門職業人養成を可能にする教育課程の編成、社会連携による教育支援の3つの面において特徴を有している。

(1) 複数研究科の協力による教育体制の充実

組織編成面では、法学研究科と法曹養成を目的とする高等司法研究科が、緊密な協力関係にありながら別研究科として編成されていることが特筆される。これにより、法学研究科は、高等司法研究科と相互に支援を行いながら、狭義の法曹養成とは異なる独自の教育に力を注ぎ、多様な法分野や政治学のスタッフが学生を丁寧に指導する体制を整備した。また法学研究科の教員が加わって創設された国際公共政策研究科との協力関係は、充実した国際関係科目の提供を可能にしている。平成19年度、大阪外国語大学との統合と同時に法学部に国際公共政策学科が新設されたことにより、国際公共政策研究科との協力関係がさらに緊密になり、スタッフも増強された。さらに大阪大学が全国有数の総合大学院大学であることから、充実した設備の利用及び学内の文理にわたる研究科との協力による学際的教育が可能になっている。

(2) 研究者養成と高度専門職業人養成を可能にする教育課程の編成

カリキュラム編成面での特徴としては、博士前期課程において、法学や政治学の伝統的な学問体系をふまえた研究者養成を目指す「比較法政プログラム」と、様々な領域におけるプロフェッショナルの養成を目指す「公共法政プログラム」の2つのプログラムを設けていることがある。特に高度専門職業人養成のカリキュラムを発展させた「公共法政プログラム」は、実務や研究の最先端に行く科目を配すると同時にプロジェクト型の科目を配置している。中でも知的財産をはじめとするビジネスローや行政に関する科目が充実し、さらに20年度から「知的財産プログラム」を独立させるべく準備作業を行った。他方、博士後期課程では、前期課程からの学生を受け入れるだけでなく、研究を目指す社会人・実務家や法科大学院出身者を受け入れ、博士号の取得を促進する教育指導体制をとっている。

(3) 社会連携による教育支援

本研究科は、附属法政実務連携センターを有しており、これを通じて国際社会や地域社会との連携を教育に活かすことに力を注いでいる。国際社会との交流の面では、海外から研究者を招いて授業や公開講義を行い、またJICA（国際協力機構）との協力によるタンザニアの行政官の受け入れを行ってきた。これらをさらに発展させるべく平成19年度から「国際交流室」を設置した。地域社会との協力の面では、関西の自治体などから職員を学

生として受け入れる一方、連携大学院方式による産業界との連携と相俟って企業法務の実務担当者を客員教授として招いて、産業都市大阪の特性を活かしたビジネスロー分野を充実させてきた。他大学との協力も行い、EUIJ (EU Institute in Japan)による神戸大学など関西圏の大学との協力や名古屋大学との提携を進めつつある。

3. 想定する関係者とその期待

法学研究科が教育面で想定する関係者は第一に在学院生であり、その期待は、狭義の法曹とは異なる法学政治学のプロフェッショナルとなるための教育を受けることである。

第二に想定される関係者は、大阪を中心とする地域社会と法学政治学系の国内外の大学・研究機関である。その期待は、企業、行政などにおいて現代的課題に対応できるリーダーの養成、法学政治学分野の研究者の養成、国際交流の発展である。

II 分析項目ごとの水準の判断

分析項目 I 教育の実施体制

(1) 観点ごとの分析

観点 基本的組織の編成

(観点に係る状況) 法学研究科の人的リソースは、法科大学院の高等司法研究科の新設により、一定の制約を受けることになり、法学研究科の専任教員は、平成 19 年度当初 28 名となった。しかし 10 月法学部に国際公共政策学科を新設したため、32 名と増強された(資料 B1-2007 データ分析集: No. 4 専任教員数、構成、学生数の比率)。加えて高等司法研究科の専任教員 28 名、附属法政実務連携センターの客員教授 1 名及び同招へい教授 3 名、連携大学院の客員教授 1 名及び同招聘教授 2 名、非常勤講師若干名が法学研究科の教育に当たっている。密接な協力関係にある法学研究科と高等司法研究科の両者を合わせた教員の構成は、公法 8、刑事法 6、民事法 16、諸法 5、国際関係法 4、基礎法 10、政治学 11 とバランスのとれた構成になっている。(法学研究科庶務係データ)。

また、本研究科では、国際公共政策研究科発足の経緯から、法学研究科の国際法関係の授業を同研究科に委ね、他方、法学・政治学に関する同研究科の授業の一部を本研究科教員が担当することになっている。国際公共政策研究科との協力関係は、平成 19 年度に法学部に国際公共政策学科が新設され、両研究科が共同してその運営に当たっていることによつてますます緊密化している。

附属法政実務連携センター及び連携大学院の客員教員及び招聘教員はいずれも実務家であり、企業法務・金融法務をはじめとするさまざまな分野で、実務的な経験に裏打ちされた質の高い授業を提供することによって開講科目の多様化に貢献し、本研究科が新たな教育ニーズに対応することを可能にしている。平成 18 年度からはセンターで任用する外国人研究員の一部も研究科の授業を担当することとなり、教育の国際化に寄与している。

前期課程の入学定員は 35 名であるが、平成 19 年度は、志願者は 43 名あったものの選考の結果最終的な入学者数では定員割れをおこした(資料 B1-2007 データ分析集: No. 2 入学定員充足率)。法学部卒業者の法科大学院進学傾向が定着し、法科大学院でない法学系大学院への進学者が減少しているのは全国的傾向である。これに対して、高度専門職業人養成の強化を図るべく、平成 20 年度からの「知的財産プログラム」開設の準備をした。また後期課程では平成 19 年度、入学定員 12 名に対し、定員を充足した(資料 B1-2007 データ分析集: No. 2 入学定員充足率)。

現在前期課程に在籍する学生 62 名のうち社会人は 17 名で、学生全体において社会人の占める比率は 27%を超えている(資料 B1-2007 データ分析集: No. 3 学生構成)。特に公法政プログラムには、税法、労働法、知的財産法等に関心をもつ多様な社会人学生が在籍し、他の学生に大きな知的刺激を与えている。後期課程については社会人の比率はいっそう高い。在籍する学生 50 名のうち、社会人は 26 名で、50%を越えている(資料 B1-2007 データ分析集: No. 3 学生構成)。教育目標の一つである高度専門職業人養成が一定程度達成されている証左である。

観点 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制

(観点に係る状況)

教育内容や教育方法の改善のために、法学研究科にはカリキュラム検討ワーキングと FD 委員会が設けられている。各分野の代表者から構成されるカリキュラム検討ワーキングは、随時開催され、カリキュラムの見直しにつき、運営委員会に対して日常的に提言を行っている。特に総合演習については毎年内容を見直すことになっており、常に最新の教育ニーズに対応することを可能にしている。

FD 委員会は、法学研究科の教育方法についてより根本的に検討し、改善の道を示すことを目的として設置されている。平成 19 年度には、同委員会を中心に、本研究科は名古屋大

学と共同で現代 GP「ネット・ゼミによる専門能力養成環境の構築」を申請し、採択された。これはウェブやテレビ会議を利用して遠距離の大学間協力に基づく教育技法の開発を目指すものである。

附属法政実務連携センターと国際交流室も、教育内容や教育方法の改善に関して重要な役割を果たしている。法政実務連携センターは、産業界や行政との橋渡しをするセクションとして、実務の世界で求められている知識やスキルを教育に反映させる媒介としての役割を担っている。

平成 19 年に発足した国際交流室は、留学生の教育ニーズの把握、法学会との協力による外国人研究者のスタッフセミナー、海外の先進教育についての情報収集、海外の提携大学や JICA 等との連携を通じた外国人研究者招聘と学生の海外派遣のためのネットワーク構築など法学研究科の教育を国際化するためのプロジェクトを実施している。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

基本的組織の編成の面では、学部国際公共政策学科を新設して陣容の強化を行う一方、学内外の機関とのさまざまな協力関係の構築により教育体制の充実に努めた。平成 19 年度、後期課程の定員充足はできたものの前期課程の定員充足ができなかったが、「知的財産プログラム」の開設準備を行って対策を講じた。

教育改善に向けて取り組む体制の面では、FD 委員会をはじめとする関係組織が機能し、さらにネットワークの構築がここ数年で急速に進んで、現代 GP 等による教育改善が前進しつつある。

分析項目Ⅱ 教育内容

(1) 観点ごとの分析

観点 教育課程の編成

(観点到に係る状況)

博士前期課程の標準修業年限は 2 年で、所定の科目を 30 単位以上履修し論文審査及び口述試験に合格することによって修了し「修士(法学)」の学位が授与される。博士後期課程の標準修業年限は 3 年で、8 単位以上を取得し論文審査及び口述試験に合格することによって修了し、「博士(法学)」の学位が授与される(博士前期課程・後期課程とも短縮可能、また、後期課程退学後 3 年間は博士論文提出が可能)。

平成 16 年度のカリキュラム改革によって博士前期課程では「比較法政プログラム」と「公共法政プログラム」という二つのプログラムが設けられ、現在まで継続している。学問的蓄積をふまえて専門的な知識を身につけることを目的とする比較法政プログラムでは、主として法学・政治学のオーソドックスな科目が配置されている。高度専門職業人を育成することを目的とする公共法政プログラムは、学生が、関心をもつ分野の最先端の研究動向に触れるとともに、事例研究等を通じて、実務の世界をより広い視野のなかで捉える力を養成するカリキュラムとなっている。比較法政プログラムに比べ、より実践的で問題志向型のプログラムであるため、具体的なテーマを取り上げて分野横断的に検討を加え、それによって専門知識を深める「総合演習」などを選択科目として多く配置している。

特に社会人学生などのために「公法の基礎」「私法の基礎」「訴訟法の基礎」「政策科学概論」「国際政治学概論」などの基礎・概論科目を、また留学生のために「日本法総合演習」「日本政治総合演習」といった履修対象を留学生に限定した科目を提供している(資料 2-1)。

資料2-1 法学研究科(前期課程)2つのプログラム

別表第1(前期課程)

授業科目	単位	教育プログラム別授業科目の種別		備考
		比較法政プログラム	公共法政プログラム	
憲法 1	2	◇		
憲法 2	2	◇		
行政法 1	2	◇		
行政法 2	2	◇		
税法	2	◇		

中略

行政責任論	2		◇	
公私協働論	2		◇	隔年開講
法政策学	2		◇	
都市法	2		◇	隔年開講
環境法	2		◇	隔年開講

中略

公法の基礎	2	◇	◇	
私法の基礎	2	◇	◇	
訴訟法の基礎	2	◇	◇	
政策科学概論	2	◇	◇	

中略

日本法総合演習	2	×	×	
日本政治総合演習	2	×	×	
法文献学	2	×	×	
総合演習	2	◇	◇	
研究指導 1	2	◎	◎	
研究指導 2	2	◎	◎	
研究指導 3	2	◇	◇	
研究指導 4	2	◇	◇	

- ◎は必須科目、◇は各プログラムの選択必須科目を示す。
- 各プログラムに属する者は、◎印の必須科目4単位、◇印の選択必須科目から10単位以上を修得すること。
- ×印の科目は、履修対象者を留学生に限定して開講する。
- 総合演習については、年度当初に当該年度において開講する授業科目を定める。
- 「研究指導1」は、最初に履修する研究指導を示し、「研究指導2」は、その後に履修する研究指導を示す。以下、「研究指導3」、「研究指導4」の順で履修する。研究指導は1つの学期に2科目以上履修することはできない。

(出典 平成19年度法学研究科学生ハンドブック)

他方、博士後期課程では、この課程が研究者養成を主たる目的とするものであることから、伝統的な科目を中心に、社会や研究の最先端の科目を学ぶ「特定研究」も配置してカリキュラムを構成している。また「研究演習1・2」を通じて指導教員の助言を得ながら、博士論文を執筆するための準備を進めることができるようにしている。

観点 学生や社会からの要請への対応

(観点に係る状況)

多様な学生の受け入れ要請に基づき、社会人と留学生には特別の選抜方法を用意している。

カリキュラム面では、平成19年度において、前期課程で59科目が開講され、学生の多様な要求に応える授業が配置されている。オーソドックスな法学政治学の科目の他に、「総合演習」などにおいて実務や研究の先端を反映した科目を設けている。総合演習（アジアにおける金融サービス）、総合演習（企業における法務部門）、総合演習（金融法務）、総合演習（国際金融）、総合演習（国際金融）、総合演習（政策分析の手法）、総合演習（政策分析の手法）など広い領域において社会の先端を反映する科目が配置されているのが特色である。また法政実務連携センター所属の実務家・客員教員による授業として、「総合演習（現代企業と労働社会保険法制）」などが開講された。たとえば「総合演習（環境リスクと法制度）」はさまざまな環境問題について環境法や政策の研究者と実務家が協力して多角的視点で環境リスクへの対応手法を講義する授業である。

資料2-2 「総合演習（環境リスクと法制度）」講義内容（抜粋）

- | | |
|------|-----------------------|
| 講義内容 | (1) 環境リスクと立法政策の関係 |
| | (2) 環境リスク管理の理念と原則 |
| | (3) 予防原則をめぐる国際動向 |
| | (4) PRTRとリスクコミュニケーション |
| | (5) 環境リスク管理と国際環境政策 |
| | (6) アスベスト問題と法 |
| | (7) 化学物質規制 |

(出典 平成19年度シラバス)

また、海外から招聘した研究員による授業も平成18年以降行われ、平成19年度では英語ネイティブによる授業「総合演習（日加比較法）」などが開講された。またトゥールーズ第一大学からは毎年講師を招いて「総合演習（フランス法）」「特定研究（フランス法）」を開講しており、学生のフランス法についての理解を深めるのに寄与している。さらに広く学ぶために他研究科・学部、他大学の科目履修も活発である。18年1学期を例にとると、コミュニケーションデザイン科目8科目、国際公共政策研究科で4科目、経済学研究科2科目、文学研究科2科目などのほか、法学部の科目37科目の履修がある（法学研究科教務データ）。

留学の促進のために、「国際交流室」を設ける一方、大学間のほかに、ウイスコンシン大学、マギル大学、ブリティッシュ・コロンビア大学、トゥールーズ第一大学、釜山大学校、霊南大学校、建国大学校、華東政法大学、清華大学、復旦大学などの法学系部局と部局間交流協定を結び、単位の互換を行っている。また、留学の準備としてネイティブスピーカーによる授業（たとえば平成18、19年度の「総合演習（日加比較法）」）が開講されている。留学の際にはEUIJからの援助を受けることも可能である。その結果、派遣留学生数は、平成16年の1人から平成18年には6人となった（資料B2-2005, 2007 入力データ集：No. 7-3 学生海外派遣）。

他方、社会への貢献として法政実務連携センターを通じて産学連携の公開講義、シンポジウム、セミナーを行っている（資料2-3参照）。また、マッセ OSAKA（財団法人・大阪府市町村振興協会）と協力して、市町村職員を科目等履修生として受け入れた授業や JICA と協力してタンザニア地方政府改革支援プログラムを実施してきた。

資料2-3 法政実務連携センターが平成19年に実施した公開講義・シンポジウム

日付	講演題目	講演者名(敬称略)
2007/1/9	公開講義「金融資本市場と金融商品取引法について」	細溝 清史(金融庁総務企画局審議官)
2007/1/17	公開講義「電気通信市場における競争政策と産業の国際競争力」	鈴木 茂樹(総務省総合通信基盤局事業政策課長)
2007/1/18	公開講義「国際エネルギー情勢と日本の戦略」	望月晴文(経済産業省 資源エネルギー庁長官)
2007/5/24	「知的財産管理から知的財産経営の流れ」	青江秀史(大阪大学 高等司法研究科 教授)
2007/7/18	公開講義 経済社会の変容と法シリーズ「金融資本市場のあり方」	細溝 清史(金融庁総務企画局審議官)
	公開講義 「市場経済における行政の期待される役割とその実感」	
2007/7/25	ベンチャー社会と法 特別講義	外山弘・新谷 俊彦・尾崎 一浩(弁護士)
2007/9/1	公開講義「法制審議会保険法部会における保険法改正の審議状況について」(保険法の見直しに関する中間試案の解説)	萩本 修(法務省民事局参事官)
2007/10/9	知的財産経営の現状 ー経営における知的財産の視点ー	青江秀史(大阪大学 高等司法研究科 教授)
2007/10/11	第8回地域研究交流フォーラム 「地域連携の実践」「薬学が目指すべき知的財産の経営」	青江秀史(大阪大学 高等司法研究科 教授)
2007/10/26	著作権制度における今日的課題	吉田 大輔(文化庁長官官房審議官)
2007/11/5	大阪大学大学院法学研究科・高等司法研究科産学連携プロジェクト 「知的資産を活用した経営と法」	パネラー 青江 秀史
	「知的資産を活用した経営と法」	住田 孝之(経済産業省商務情報政策局情報通信機器課長)
	「非財産情報の開示の動向」	中原 裕彦(経済産業省経済産業政策局知的財産政策室長)
	「知的資産を活用した経営について」	夷谷 信行(公認会計士・あづさ監査法人)
	「知的資産を活用した経営と法」	工藤 義一 (株式会社滋賀富士通ソフトウェア代表取締役社長)
	「知的資産経営の新展開～競争力工場のための知的資産経営～」	高山 裕貢(塩野義製薬株式会社知的財産部長)
	「新たな法的フレームの検討に向けてのポイント」	茶園茂樹(大阪大学 高等司法研究科 教授)
2007/11/15	公開講義「意匠制度の概要と課題」	川崎芳孝(特許庁審査業務部産業機器)
2007/12/6	公開講義「意匠制度の概要と課題」第2回	川崎芳孝(特許庁審査業務部産業機器)
2007/12/19	公開講義「企業買収の最前線」	松村謙三(ブリヴェ企業投資ホールディングス株式会社代表取締役社長)

(出典 法政実務連携センター資料)

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る

(判断理由)

教育課程の編成の面においては、前期課程の「比較法政プログラム」と「公共法政プログラム」の二つのプログラム及び後期課程を通して適切な授業科目が提供されている。即ち、社会人や留学生のための入門・基礎科目、学問的体系に沿った科目、事例研究等や学問の最先端を学ぶ総合演習や特定研究などの授業科目が配置される一方で、論文作成のための研究演習、研究指導の単位が用意されている。

学生や社会からの要請への対応の点でも学問の最先端や実務の実際をテーマとした授業の開設、他研究科、他大学での履修、留学のための制度、公開講義や実務家の受け入れなどにより、対応している。

分析項目Ⅲ 教育方法**(1) 観点ごとの分析****観点 授業形態の組合せと学習指導法の工夫**

(観点到に係る状況)

博士前期課程の「比較法政プログラム」は、研究者を志望する者など基本的な諸科目を集中的かつ専門的に学ぶプログラムであり、その目的に即して、比較的少人数での科目開講がなされている。この中には、外国語文献を使用する講義も含まれる。高度専門職業人養成を目標とする「公共法政プログラム」には、「総合演習」などによって今日的でディシプリン横断的な諸科目が配置されている。これにより研究者養成と高度専門職業人養成の両方の目的を達成するための授業配置がなされている。

博士前期課程で提供するにふさわしい少人数教育は、いずれの講義でも確保されている。基礎的科目や総合演習は、両プログラムの選択必修科目となっているため、受講生は比較的多いが、それでもたとえば平成18年度の場合、最多のもので19名の履修であった(資料3-1参照)。

資料3-1 平成18年度前期課程の履修状況(ただし、5名以上の履修登録者の科目に限定)

科 目	人数	科 目	人数	科 目	人数
総合演習(法制度と企業活動)	19	総合演習(環境リスクと法)	10	総合演習(中小企業再生)	7
公法の基礎	18	政治史	10	民事紛争処理論	6
訴訟法の基礎	15	社会保障法	10	地方行政論	6
総合演習(企業法務)	15	総合演習(アジアにおける金融サービス)	9	法理学	6
私法の基礎	15	民法3	8	商法2	6
商法1	13	情報法	8	雇用関係法	6
法政情報処理	13	環境法	8	行政法1	6
総合演習(国際金融法)	13	日本法史	8	ヨーロッパ法	6
総合演習(地方自治)	13	公私協働論	8	法政策学	6
企業統治と法	12	政策科学概論	8	行政法2	5
裁判外紛争処理法	12	民事訴訟法	7	総合演習(定性的研究の理論と方法)	5
知的財産法	12	知的財産経営	7	税法	5
自治体法政策論	11	労働法1	7	法社会学	5
総合演習(現代企業と労働社会保険法制)	10	統治論	7	行政責任論	5
民法2	10	裁判学	7		

(出典 平成18年度法学部及び法学研究科の現況)

なお、基礎的科目はすべて、専任教員が担当している。総合演習は専任教員が開講する

もののほか（「総合演習（地方自治）」、「総合演習（政策分析の手法）」など）、外国人研究者や実務家が客員教員ないし非常勤講師として担当するものがある（「総合演習（金融法務）」、「総合演習（労働判例）」など）。演習室は9室有しており、博士前期課程の講義は、基本的にセミナー室など双方向の授業を行うのに適切な教室で行われる。

博士後期課程は、研究者養成を主たる目的とするものであり、伝統的な科目を中心にカリキュラムが構成されている。平成19年度において、55科目が開講されたが、1学年の定員が12名であるので当然少人数教育になっている。

観点 主体的な学習を促す取組

（観点に係る状況）

博士前期課程では多くの科目を開講しており、1年次に十分な科目を履修した後、2年次については修士論文執筆に集中することが可能である。また、教科の履修にあたっては、各担当教員がオフィスアワーを設けて相談にのるだけでなく、様々なバックグラウンドをもった学生も履修科目を適切に選択し指導を受けられるように担任教員制を採用している（資料3-2）。

<資料3-2 担任教員制>

博士前期課程では、入学したみなさんによる志望プログラムと専攻分野（実定法・基礎法・政治学）の選択を受けて、関心のあるテーマに近い教員を、教務委員会が担任教員として指名します。担任教員は、みなさんの修学環境をコーディネートすることをその任務とします。たとえば、どの教員の研究指導を受けたらよいか助言したり、ふさわしい教員に論文の審査委員を依頼したり、奨学金申請にさいして推薦書を書いたりといったことです。ですから担任教員が必ずしも直接にみなさんの指導に当たるわけではありません（もちろん、担任教員が適当であると判断した場合は、自らみなさんの指導に当たることもあります）。

（中略）

博士後期課程では、専攻分野の研究をさらに深めていくことが求められるので、みなさんの専門に応じて、ひとりの指導教員がみなさんの指導に当たることとなります。

（出典 平成18年法学研究科学生ハンドブック）

なお、学生への論文作成のための研究指導が適切に継続的になされるよう、「研究指導」1～4の科目が用意されている（研究指導1・2は必修）。これにより、学生の主体的な研究・学習を尊重しつつも、学生に必要な研究指導の機会を保障し、学位論文作成を促進する工夫を講じている。他方博士後期課程では課程修了に必要な単位は最小限に抑えられ、博士論文執筆をめざす仕組みになっている。特に「研究演習」では教員からマンツーマンで直接の指導を受けることができる。また大学院生のうち、18名がTAとして採用され、教員を補佐しつつ教授法について実地のトレーニングを積んでいる。TAに採用される大学院生の数は、2004年は12名であったが、現在では20名近くになっており、TAの積極的活用が進んでいることを示している。RAも7名採用されている（資料3-3）。

施設面では授業時間以外の自習・研究が可能となるよう院生研究室を4室設けている。院生研究室の座席は固定席であり、授業時間の前後以外にも夜間・休日を含めて利用が可能である。その他、ロー・ライブラリ、マルチメディアルーム、院生談話室を設置し、4室あるロー・ライブラリには4人の専任職員が働いている。ロー・ライブラリでは学習に必要な国内外の図書（15,217冊）や逐次刊行物（2,025種）、データベース（DVD 9,オンラインデータベース8）が利用可能であり、延べ貸し出し冊数は16,100冊に及ぶ（平成19年度、資料室データ）。また大学施設である附属図書館には、和洋書、学術雑誌や視聴覚資料が豊富に取りそろえられ、2006年の大学全体の学生数が約2万人であるのに対して、附属図書館の蔵書は和書150万冊以上、洋書170万冊以上となっている（資料B2-2006入力データ集：No.1-2施設（附属図書館））。

＜資料 3 - 3 TA・RA 採用状況＞

年度	前期 学生数	後期 学生数	大学院 学生数	TA採用人 数	RA採用人 数	TA従事時間 総計	RA従事時間 総計
2004	90	51	141	12	6		
2005	86	48	134	19	6		
2006	81	43	124	18	7	736	1,064

(出典：大阪大学全学基礎データ)

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る

(判断理由)

授業形態の組み合わせと学習指導の工夫の面では外国人、実務家を含む多様な教員によって研究者養成と高度専門職業人養成に対応する多様な講義科目を提供し、かついずれも20名以下の少人数教育がなされている。

主体的な学習を促す取り組みとしては、学生は、担任教員ないし指導教員のもとで、修学ならびに研究につき、相談・指導を受けることができるようになっていることが挙げられる。また、情報ネットワーク、資料室、奨学金と多面的に、学生の勉学サポートを行い、充実した学習・研生活を送るための主体的取り組みを促している。

分析項目Ⅳ 学業の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 学生が身に付けた学力や資質・能力

(観点に係る状況)

本研究科は、研究者養成及び高度な研究による博士号取得を促進する機能の維持強化、及び多様な社会的ニーズに応じた教育の強化を目指している。第一の点については、平成18年3月の博士前期課程修了者のうち6名が後期課程に進学しており、一定の成果を上げている。前期課程に関しては、標準年限内で修了する者の比率が、2004年26.3%、2005年50.0%、2006年65.9%と、次第に高くなっていることから、本研究科が効果的な教育を行っていると考えてよい(資料4-1)。他方で課程博士の学位の授与率は、「平均して、約25%であり、この比率を高めることが重要な課題となっている」(『平成18年度法学部及び法学研究科の現況』26頁)が、これについては、大学等の研究職への就職が必ずしも容易でないため、学位取得によって身分を失うことへの恐れから、あえて学位論文を書かないという選択がなされている場合もあり、全国的・構造的な問題に根ざすという側面も有する。

次に、多様な社会的ニーズに応じた教育の強化については、平成18年度前期課程の履修状況をみると、留学生や他学部出身者などを対象とした法律の基礎科目に15名以上の受講生があるほか、企業関係法科目、金融法関係科目、裁判及び紛争処理法科目、自治体関係科目、労働・雇用関係法科目、環境・情報・知財関係法科目などに関心が集まっており、多様なバックグラウンドを持った学生を受け入れて、様々な領域における高度専門職業人の養成を図ろうとする本研究科のプログラムの想定する学生が入学し、その知的欲求を満足させていることが見て取れる。

<資料 4-1 修了状況> 最高学年学生数は、当該年度5月1日現在

卒業年度	学部・研究科等名	課程	最高学年 学生数	卒業・修了 者数計	卒業・修了者 内訳			卒業・修了 率	標準年限内 卒業・修了 率
					標準修了 年限内での 卒業・修了	標準年限 超過での卒 業・修了	その他(編 入学者)		
2004	法学研究科	前期	57	36	15	21	2	63.2%	26.3%
2005	法学研究科	前期	44	36	22	14	2	81.8%	50.0%
2006	法学研究科	前期	44	34	29	5	2	77.3%	65.9%

◎計算式

卒業・修了率=卒業・修了者数/学生数の最高学年欄(前年度)

標準修了年限内卒業率=標準修了年限内での卒業者数/学生数の最高学年欄[前年度]

(出典：大阪大学全学基礎データ)

観点 学業の成果に関する学生の評価

(観点に係る状況)

少人数教育と多彩な授業科目を多くの学生が評価していることは、たとえば平成18年度の法学研究科入学案内に、前期課程・後期課程在学生在が、「先輩からのメッセージ」として少人数教育で切磋琢磨する法学研究科の教育を高く評価する声をよせていることから分かる。

<資料 4-1 先輩からのメッセージ(抜粋)>

Aさん(憲法専攻) 前期課程2年

私は、学部生の間、与えられた知識を詰め込むことに精一杯で、その断片的な知識を体系化することができませんでした。それらを俯瞰できる力を身につけたくて、大学院に入学しました。

法学研究科の授業は少人数制で積極的な参加が求められるうえ、自分の頭で考えて表現しなくてはなりません。ハードだし、試行錯誤の繰り返しですが、そこがまたとても面白いです。私は憲法を専攻しています。授業では、ただ本を読んで学説を覚えるのではなく、それを批判的に考察することで、より深い内容に触れることができます。また、授業以外にも、学内外のさまざまな研究会に参加し、最先端の研究を知ることができます。普段の生活では、大学院生には研究室が与えられているので、自分の机で集中して勉強することができます。院生同士も仲がよく、議論したり勉強会を開いたりしています。そして、前期課程の最大の目標は、修士論文を書くことです。テーマ設定から資料集め、論理の組み立てなど、苦労しましたが、先生や先輩に指導していただいたおかげで、何とか仕上げることができました。

このように法学研究科には、自分の意欲さえあれば、十分に研究を行うことのできる人的・物的環境が整っています。学部の時とは違う学問の世界を体験し、人との出会いを通じて、新しい自分を発見することができると思いますよ。

Bさん(行政法専攻) 後期課程3年 高槻市役所財務部職員

私は本研究科博士前期課程を修了後、現職に就職し、後期課程に再入学しました。現在は税務職員として滞納整理に従事していますが、一地方公務員として、本来業務にとどまらず、防災、治安、福祉、環境、公衆衛生、社会保険、都市計画や教育など、地方公共団体が担当する幅広い事務にも目配りのできる者でありたいと考えています。そのためには事象を観察する上での着眼となる理論を習得する必要があると考え、後期課程に進学することにしました。

実務では、思考がともすれば各論的になりがちかと思いますが、時間や空間を超えて通用する総論的な考え方は、学術的な研究においてこそ涵養されるものと考えます。

本研究科は、研究をする上での人的な環境において非常に優れているといえます。最先端の研究をされている教員や個性豊かな学生が集まっています。とりわけ、教員と学生の距離が近いこと、学生間に自由な雰囲気があることが特徴として挙げられます。教員と学生の関係は決して教祖と信者の関係ではありません。そして、学生間では、学問分野を超えた議論が日常的に行われています。

(出典 出典大阪大学法学研究科入学案内 2007)

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

学生が身につけた学力や資質・能力の面において、博士号の授与率などに問題を残すものの、前期課程における進学率の向上、履修状況などから判断して一定の成果を挙げていると判断される。

学業の成果に対する学生の評価は、「先輩からのメッセージ」などから判断して一定の水準が維持されていると考えられる。

分析項目Ⅴ 進路・就職の状況**(1) 観点ごとの分析****観点 卒業(修了)後の進路の状況**

(観点に係る状況)

博士前期課程に関しては、平成17年3月修了者の総数38名のうち、博士後期課程進学者は6名であり、16名が就職(そのうち3名が司法修習生)、3名が職場に復帰し、進路未定者が9名いた。これに対して、平成19年3月の修了者36名のうち、10名が進学をしている(そのうち9名が大阪大学法学研究科博士後期課程)。就職した者は13名おり、メーカー、研究所、マスコミ関係、公務員等、業種は様々である。また、6名が官公庁等からの出向で博士前期課程に入学し、卒業後職場復帰している。残り7名のうち、1名は公務員試験を受験する者である。後期課程進学者が増加し、進路未定者は減少しているといえることができる。

博士後期課程に関しては、平成16年度(平成17年3月)修了者は9名(そのうち留学生1名)であった。その後研究職に就いた者は3名、2名が職場復帰しており、就職した者が1名であった。平成18年度(平成19年3月)修了者は4名おり(そのうち3名が留学生)、大学にポストを得たものが2名、就職をした者が1名、法学研究科研究生として入学した者が1名いる(法学研究科教務係データ)。

観点 関係者からの評価

(観点に係る状況)

国税局、大阪税関などからの派遣により入学してくる学生、あるいはマッセ OSAKA との連携により受け入れている学生に関しては、実務上必要とされるテーマを本研究科において研究するという形が有効に機能し、教育上の成果を挙げている。この連携によって常に一定数の質の高い学生が派遣されてきていることは、学生及び派遣元の満足度の高さを証明するものといえることができるであろう。また、「平成18年度外部評価報告書」において、外部評価委員の松浦好治氏は、「全体としての印象」として法学研究科の取り組みを高く評価している(資料4-2参照)。他方で法科大学院設置に伴い、法学研究科独自の明確なメッセージを提示する必要性が指摘されており(同知原信良氏の個別意見)、今後の課題を示唆している。

<資料4-2 松浦好治氏(名古屋大学大学院法学研究科長)の個別意見>

阪大法研をとりまく環境の急激な変化に対応する真摯な努力がなされているという印象を得た。個々の取組は、それぞれ特色があり、将来の成果の結実を期待させるものがある。阪大法研関係者の努力に敬意を表したい

(出典 平成18年度外部評価報告書)

<資料 4-3 知原信良氏の（金融庁総務企画局参事官）個別意見>

大学院については、前期に関して、高等司法研究科が設けられた中で、すでに様々な工夫を講じています。しかし、目指している目標が必ずしも成果につながっていないという問題があります。

たとえば、担任教員制度については、今後とも外部からの入学者が多数になることを念頭におくと、適当な制度と考えられます。しかし、外部からの入学者には特に公共法政プログラムにおいて何を指すのか、高等司法研究科とは違う、明確なメッセージに欠けているように思われます。現実に入学者難に直面しているわけですから、前期課程の魅力向上について早急に見直す必要があると思います。

（出典 平成 18 年度外部評価報告書）

後期課程に関していえば、各年度において一定数研究職ポストに就職できているということは、後期課程の修了者に対する学界の評価の高さを示していると考えられる。博士後期課程を修了前に退学して研究職ポストに就く者も少なくない（平成 19 年度は 2 名が助教に就任しており、平成 18 年度も 3 名が修了前に退学し、教職についている）。

（2）分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準にある。

（判断理由）

終了後の進路の面では、前期課程における後期課程進学者の増加、就職者の多様な進路は、研究者養成と高度専門職業人養成を追求する本研究科の課題が一定程度果たされていることを示す。博士後期課程については、大学院の研究者養成機能を数値の上でも果たしているものと評価できる。関係者からの評価の点では、外部評価において法科大学院設置後の全国の法学系大学院がかかえる共通の問題点が指摘されている一方で、高度専門職業人養成、後期課程の就職状況などにおいて高い評価を得ていると言えよう。

Ⅲ 質の向上度の判断

①事例1「教育スタッフの拡充」(分析項目Ⅰ)

学部の新学科設置に際し、国際公共政策研究科との緊密な連携を進め、また大阪外国語大学との統合により優れた地域研究の専門家をはじめ新たに4名を教員に加えたことによって、教育スタッフの拡充をはかることができた。これに伴い、前期課程では、平成16年度の開講科目数が67であったのが、20年度には88科目を開講すべく準備を進めるなど(両年度の法学研究科学生ハンドブック)、大学院における教育プログラムを充実させることができた。

②事例2「国際交流室の設置」(分析項目Ⅱ)

同室の設置により、留学生に対する対応がスムーズになり、平成15年度は5件であった大学院留学生対象の奨学金の受給者が、平成16年度から19年度にかけての4年間では合計35件と、顕著な増加を見た(教務資料)。また派遣留学生数は、平成16年の1人から平成18年には6人となった(資料B2-2005, 2007 入力データ集: No. 7-3 学生海外派遣)。そのうちのひとりが留学を支援した大阪大学法学会のニューズレターに留学の意義について積極的な評価を寄せていることにも表れているように(『法学会だより』4号)、院生の海外での研修・留学等を促進することができた。

また、海外の大学(研究者)との交流を密にすることで、教育の国際化が促進されている。特にトゥールーズ第一大学からは毎年講師を招いて授業を開講しており、フランス法についての理解を深めるのに寄与している。特筆すべきは、JICAの委託による、アフリカ諸国に対するガバナンス支援のための研修の実施であり、平成18年度までタンザニア一国を対象として実施していた研修を、平成19年度にはグローバルコラボレーション・センターと協力して4カ国を対象として行うことになり、これを通じて東アフリカの基幹大学との交流も開始された。また東アジアでは、平成16年に部局間交流協定を結んだ中国の華東政法大学及び平成19年に部局間交流協定を結んだ韓国の建国大学校との交流が本格化し、授業のための教員派遣の交渉が進んでいる。

③事例3「附属法政実務連携センターの活動」(分析項目Ⅲ)

同センターの活動により、教育に関し、実務連携と国際交流をいっそう促進することができた。センターが、産学連携公開講義等、社会貢献のために実施している各種事業(資料2-3)に大学院生が参加することにより、実務の世界に触れる機会が多くなっている。特に知的財産法に対する関心の高まりが著しく、これに応えるべく、プログラム改革の準備を進めることができた。また、センターが招聘している外国人研究員が開くスタッフセミナーには毎回大学院生が参加し、世界の最先端の研究動向に触れることができた。